

広州市著名商標認定・管理弁法

2003年8月15日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広州市著名商標認定・管理弁法

(2003年8月15日 広州市工商行政管理局公布)

第一章 総 則

第一条 著名商標の認定・管理活動の規範化と強化、著名商標の保護の強化を図り、企業による広州商標の発展戦略の実施を導き、「馳名商標」および著名商標の創造を競うために、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法実施条例』、『馳名商標認定・保護規定』などの関係法律、法規の規定に基づき、かつ『広東省著名商標認定・管理暫定弁法』を参照し、本市の実際状況と結び付け、本弁法を制定する。

第二条 本弁法にいう広州市著名商標とは、広州市で比較的高い市場の評判と信用を有し、関連する公衆に熟知されている登録商標を指す。

第三条 広州市工商行政管理局（以下、市工商局と略称する）は、広州市の商標関連活動の行政主管機関であり、『中華人民共和国商標法』および広州市人民政府が与える職責に基づき、著名商標の認定・管理活動について責任を負う。

第四条 著名商標の認定は公開、公平、公正の原則に従わなければならない。

第五条 著名商標の認定については、集中的な認定を主とするとともに、特殊な保護を実施する。

第六条 広州市行政区域内における著名商標の認定および管理に本弁法を適用する。

第二章 著名商標の認定

第七条 市工商局は広州市著名商標認定委員会（以下、認定委員会と略称）の設立を手配する。同委員会は商標認定活動について責任を負う。

認定委員会には主任1名、副主任2名、委員若干名を置き、市工商局の指導者および関連業

務処・室の主な責任者がそれぞれ担当する。

認定委員会の下に事務局を設ける。同事務局は日常業務について責任を負う。事務局には主任 1 名、副主任 2 名を置き、市工商局商標管理处の責任者が担当する。

第八条 認定委員会は以下の職責を履行する。

- (一) 著名商標の認定申請および更新申請の受理・審査。
- (二) 関係部門、組織、専門家の意見の聴取。
- (三) 著名商標の認定申請および更新申請に対する審議決定。

第九条 著名商標は以下の条件を具備していなければならない。

(一) 広州市行政区域内の商標所有者が持つ国内登録商標、または外国企業(自然人を含む)が中国で登録し、かつ広州市企業が本市行政区域内で生産経営に従事することを許可されている商標。

(二) 商標は 3 年以上持続的に使用されている。

(三) 商標が関連する公衆に熟知されており、関連市場内で比較的高い知名度を持つ。

(四) 査定された商標を使用する商品の質が優れており、かつ安定を維持している。

(五) 商標所有者は良好な評判と信用を有しており、完全な商標管理制度を備え、過去 3 年間に、工商行政管理、税收管理、品質技術監督管理などの面で深刻な違法行為がない。

第十条 著名商標の認定には、以下の要素も参考にすべきである。

(一) 査定された商標を使用する商品の過去 3 年間の主要経済指標(売上高または営業収入、利潤、税金など)が市内の同業界でトップに位置し、かつ発展状況が良好である。

(二) 商標の広告面、影響地域が広い。

(三) 商標が比較的多くの国(地域)で登録または使用されている。

(四) 査定された商標を使用する商品の輸出量が比較的多い。

(五) 「老舗」企業が長期的に使用する主要商標である。

(六) 過去 3 年間に、国家、省、市行政主管部門が認定するブランド製品の商標に認定されている。

(七) ハイテク商品に使用されている商標である。

(八) 「契約を守り、信用を重んじる」企業が使用する商標として認定されている。

第十一条 申請人は著名商標の認定申請に当たり、認定委員会に申請を提出するとともに、以下の文書、資料を提出しなければならない。

(一) 商標所有者の主体資格証明（商標登録証、営業許可証、事業法人、社団法人登記証、自然人の身分証の原本）。

(二) 著名商標の認定申請に当たり、商標に変更、更新、譲渡などがある場合、国家商標局が発行する変更、更新、譲渡の証明書の原本を提出しなければならない。

(三) 当該商標標識が付いている商品実物の写真。

(四) 申請人の過去3年間における商品の年間販売数、営業額の状況（企業の財務諸表を提出すること）。

(五) 商標を使用する商品の過去3年間における年間販売数、営業額の証明資料（行政主管部門または業界団体或いは会計士事務所が発行する証明書の原本を提供すること）。

(六) 著名商標の認定申請を行う商品の過去3年間における広告発表状況の証明資料。

(七) 著名商標の認定申請を行う商品の販売エリア（境界外を含む）の証明資料。

(八) 市以上の業界行政主管部門が発行する当該商標使用商品の主要経済指標の同業界におけるランク証明。

(九) 当該商標使用商品の受賞状況の証明。

(十) 認定委員会が提出すべきとする関連資料。

第十二条 認定委員会は申請人の申請資料を受領した日から、10業務日以内に受理の決定を下すとともに、申請人に通知しなければならない。

第十三条 認定委員会はすでに受理した著名商標の認定申請について、受理日から90日以内に審議決定を下す。

第十四条 認定委員会事務局は受理を決定した申請資料に対する審査および実地検査について責任を負う。

第十五条 認定委員会は著名商標の認定に当たり、関係部門、組織および専門家の意見を求めなければならない。

第十六条 認定委員会は会議を招集し、著名商標の認定申請に関する審議を行うとともに、認定または不認定の決定を下す。

第十七条 認定委員会による著名商標の審議については、5分の4以上の委員の出席を必要とし、審議に出席した委員の3分の2以上で可決し、著名商標に認定する。

第十八条 認定を経て、著名商標とする場合、市工商局は『広州日報』に認定公告を發布するとともに、証書を発給する。認定しない場合、認定委員会が書面で申請人に通知し、不認定の主な理由と根拠を告げるとともに、申請資料を返却する。

第十九条 著名商標公告の掲載および証書、扁額の作製費用は著名商標の認定を獲得した申請人が負担する。

第二十条 著名商標の有効期間は3年とし、認定公告日から起算する。有効期間満了後、更新申請を行うことができる。更新有効期間は毎回3年とする。

第二十一条 有効期間満了後も「広州市著名商標」を維持する必要がある場合、有効期間満了前3ヵ月以内に更新申請を提出しなければならない。更新申請の提出および審査については、本章の規定を適用する。

第二十二条 広州市著名商標の認定を獲得した場合、市工商局は省工商局に、広東省著名商標の認定について、推薦する。「馳名商標」、広東省著名商標の認定を獲得した場合、自動的に広州市著名商標となる。

第二十三条 認定委員会と申請人との間に利害関係がある場合、回避しなければならない。

第二十四条 認定委員会委員または関係職員が広州市著名商標の認定活動において、職責を軽んずる、職権を乱用する、私利をはかり、不正をはたらいた場合、市工商局はその委員資格を取り消す、或いはその認定活動を停止するとともに、法に従って懲戒処分に付す。犯罪を構成

する場合、司法機関が法に従って刑事責任を追及する。

第三章 著名商標の使用および管理

第二十五条 市工商局は経済戸籍管理システムおよび企業信用監督ネットワークに依拠し、著名商標の使用状況を記録、監督・制御し、信用蓄積を図り、誠実に公示を行い、著名商標の使用、管理を促進し、規範化を図る。

第二十六条 著名商標所有者は、法に従って商標を使用し、商標の管理、保護を強化し、商品の質を高め、著名商標の信用と評判を自発的に保護しなければならない。

第二十七条 著名商標所有者は当該著名商標の使用が認定された商品およびその包装、装飾、説明書、広告などに、「広州市著名商標」の文字とその標識を使用することができる。

著名商標に認定されていない場合、いかなる組織および個人もその商品および包装、装飾、説明書、広告などに、「広州市著名商標」の文字または標識を使用してはならない。

第二十八条 著名商標所有者がその著名商標の譲渡を申請する場合、認定委員会に届け出を行い、許可を得なければならない。

第二十九条 著名商標所有者が法に従ってその商標登録および企業の登録・登記事項を変更する、または法に従って他者によるその著名商標の使用を許諾する場合、変更を許可された日、或いは商標の使用許諾契約を締結した日から30日以内に、記録を残すため、認定委員会に届け出なければならない。

第三十条 著名商標所有者に以下に掲げる状況の一つがある場合、市工商局は期限内の是正を命じる。情状が深刻な場合、その著名商標資格を取り消すとともに、公告を行う。

(一) 虚言を弄した、証明資料を偽造した、著名商標を不正に取得した場合。

(二) 著名商標の使用範囲が、当該商標について認定された商品の使用範囲を超えており、工商行政管理部門の指摘を受けた後も依然として是正しない場合。

(三) 著名商標を使用する商品が粗製濫造である、低級品を良品と偽っている、消費者の権

益を損なう場合。

- (四) 著名商標の譲渡に当たり、本弁法に従わずに、審査・許可手続を行った場合。
- (五) その他の商標に関する法律、法規に違反する行為。

第三十一条 著名商標所有者に、以下に掲げる状況の一つがある場合、広州市工商局はその著名商標を取り消すとともに、公告を行う。

- (一) 著名商標の有効期間満了に当たり、更新申請を行わない場合。
- (二) 著名商標所有者が死亡または停止した場合。

第三十二条 著名商標所有者が本規定第三十条の規定に違反し、著名商標資格を取り消された場合、取り消された日から3年間は、著名商標の認定申請を受理しない。

第四章 著名商標の保護

第三十三条 著名商標は企業の重要な知識財産権であり、工商行政管理機関は『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法实施条例』、『中華人民共和国反不正当竞争法（不正競争防止法）』、『企業名称管理規定』などの法律、法規、弁法に基づき、著名商標に対する保護を強化しなければならない。

第三十四条 著名商標は広州市行政区域の範囲内で以下の特殊な保護を受ける。

(一) 工商行政管理機関は著名商標専用権を侵害する行為に対して、随時訴えを提起し、随時受理、随時発見、随時取り締まりを行う。

(二) 著名商標の指定商品は「有名商品」と見なし、『中華人民共和国反不正当竞争法（不正競争防止法）』第五条第（二）号の規定に基づいて保護する。

(三) 著名商標認定日から、その有効期間内に、他者が著名商標と同一または類似した文字を企業名称の屋号として登記申請する場合、同業に属する場合、企業登録・登記主管機関はこれを受理しない。同業ではないものの、公衆の誤認またはそれと著名商標所有者との間に何らかの関係が存在するものと公衆が誤認するに足る、または暗示している場合で、著名商標所有者の合法的な権益が損なわれる可能性がある場合、企業登録・登記主管機関はこれを受理しない。

著名商標所有者は認定後に審査・許可されたその著名商標と同一または類似した企業名称(屋号)について、企業登録・登記主管機関に当該企業名称(屋号)の変更請求を提出することができる。企業登録・登記主管機関は企業名称の係争に関する規定に基づいて処理しなければならない。

(四) 著名商標は認定日より、全国大中都市の工商行政管理機関に通知される。

(五) 著名商標の合法的な権益が本市行政区域外で深刻に侵害された場合、本市工商行政管理機関に支援を求めることができる。本市工商行政管理機関は支援を提供しなければならない。

第五章 付則

第三十五条 本弁法はサービス商標に適用される。

第三十六条 本弁法は公布日より施行する。もとの『広州市著名商標認定弁法』はこれと同時に廃止する。

第三十七条 本弁法は広州市工商行政管理局が解釈の責任を負う。